



(平成 25 年分)
収 支 報 告 書

(ふりがな)

ふじのくにせいさくじゅく

1 政治団体の名称 富士のくに政策塾

2 主たる事務所の所在地 静岡県静岡市駿河区南町6-16 パレ・ルネッサンス202-2

3 代表者の氏名 藤本 祐司

4 会計責任者の氏名 青島 武由

事務担当者の氏名 青島 武由
(電話番号) 054-280-7604

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類	<u>参議院議員</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名	<u>藤本 祐司</u>

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<u>藤本 祐司</u>
公職の種類	<u>参議院議員</u>

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	

入力済

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額		十億 百万 千 円
		2,157,633
(前年からの繰越額)		1,026,223
(本年の収入額)		1,131,410
支 出 総 額		821,525
翌年への繰越額		1,336,108

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	十億 百万 千 円 0
員 数	人 0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	1,131,221	
(うち特定寄附) (内書)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)=ア	1,131,221	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの) (内書)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア+イ)	1,131,221	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
こ の 頁 の 合 計	0	(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入はまとめて「1件10万円未満のもの」欄に記載して下さい。
1 件 10 万 円 未 満 の も の	189	
合 計	189	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳 (個人からの寄附)			寄附者の区分		個 人	
寄附者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
藤本祐司	十億 百万 千 円平成 1,000,000	25.5.15	静岡県裾野市深良677	参議院議員		
//	131,221	25.12.20	//	//		
こ の 頁 の 小 計	1,131,221					
そ の 他 の 寄 附	0					
合 計	1,131,221					

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。
(注2) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れて下さい。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表			
項	目	金 額	備 考
1	経 常 経 費	十億 百万 千 円	
(1)	人 件 費	0	
(2)	光 熱 水 費	0	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費	263,834	
(4)	事 務 所 費	297,291	
小	計	561,125	経常経費の計
2	政 治 活 動 費	十億 百万 千 円	
(1)	組 織 活 動 費	260,400	
(2)	選 挙 関 係 費	0	
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費 (小計)	0	(3)のア～エの計
	ア 機関紙誌の発行事業費	0	
	イ 宣 伝 事 業 費	0	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
	エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4)	調 査 研 究 費	0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6)	そ の 他 の 経 費	0	
小	計	260,400	政治活動費の計
合	計	821,525	経常経費と政治活動費の計

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分				備品・消耗品費（備品費）	
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
カメラ代	29,740	平成	25	8	25	㈱コジマ 本社	栃木県宇都宮市星が丘2-1-8
この頁の小計	29,740						
その他の支出	0						
合計	29,740						

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分				備品・消耗品費（消耗品費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
文房具代・日用品代	11,063	25.2.5	㈱大塚商会	東京都港区西新橋3-3-1 西新橋TSビル			
コピーカウンタ代	15,899	25.7.11	リコージャパン㈱	東京都中央区日本橋小網町19-5 akebono日本橋ビル			
コピーカウンタ代	17,571	25.8.6	リコージャパン㈱	東京都中央区日本橋小網町19-5 akebono日本橋ビル			
コピーカウンタ代	13,110	25.11.5	リコージャパン㈱	東京都中央区日本橋小網町19-5 akebono日本橋ビル			
コピーカウンタ代	15,603	25.12.3	リコージャパン㈱	東京都中央区日本橋小網町19-5 akebono日本橋ビル			
この頁の小計	73,246						
その他の支出	122,236						
合計	195,482						

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項目別区分	備品・消耗品費（定期購読料）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円 平成				
この頁の小計	0				
その他の支出	38,612				
合計	38,612				

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項 目 別 区 分	事務所費		賃借料	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円 平成				
1月分コピーリース代	13, 125	25. 1. 4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
2月分コピーリース代	13, 125	25. 2. 4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
3月分コピーリース代	13, 125	25. 3. 4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
4月分コピーリース代	13, 125	25. 4. 4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
5月分コピーリース代	13, 125	25. 5. 7	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
6月分コピーリース代	13, 125	25. 6. 4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
7月分コピーリース代	13, 125	25. 7. 4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
8月分コピーリース代	13, 125	25. 8. 5	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
9月分コピーリース代	13, 125	25. 9. 4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
10月分コピーリース代	13, 125	25. 10. 4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
11月分コピーリース代	13, 125	25. 11. 5	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
12月分コピーリース代	13, 125	25. 12. 4	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
この頁の小計	157, 500				
その他の支出	0				
合 計	157, 500				

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		事務所費（通信費）			
支出の目的	項目別区分 金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
NHK放送受信料	11,890	25.2.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2丁目2-1 NHK放送センター内	
NHK放送受信料	12,370	25.8.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2丁目2-1 NHK放送センター内	
8月分電話料金	13,466	25.9.10	参議院会計課長	東京都千代田区永田町1-7-1	
この頁の小計	37,726				
その他の支出	101,175				
合計	138,901				

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項目別区分	事務所費（事務管理費）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円 平成				
この頁の小計	0				
その他の支出	890				
合計	890				

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(3) 政治活動の内訳	項 目 別 区 分		組 織 活 動 費 (行 事 ・ 会 議 費)			
支 出 の 目 的	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十 億	百 万	千 円	平成		
飲食代		12,000	25.9.6	新津地区後援会会長安田萬司	静岡県浜松市南区新橋町1509番地の1	
この頁の小計		12,000				
その他の支出		0				
合 計		12,000				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(3) 政治活動の内訳		項目別区分		組織活動費 (交際費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十 億 百 万 千 円 平成					
この頁の小計	0					
その他の支出	144,500					
合 計	144,500					

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26年 2月 28日

政治団体の名称： 富士のくに政策塾

会計責任者の氏名： 青島 武由

(解散届と併せて提出する時のみ記入)

(代表者の氏名：

④

※ 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は

政治資金監査報告書

平成26年2月12日

富士のくに政策塾

代表 藤本 祐司 殿

登録政治資金監査人

登録番号

研修修了年月日

高村 純

第 640号

平成21年10月16日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、富士のくに政策塾の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、富士のくに政策塾の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体係その年における支出の状況が記載され、かつ当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。